

議員提出議案第2号

鳥取県中部地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援等を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月19日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

鳥取県中部地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援等を求める意見書

10月21日に発生した「鳥取県中部地震」では、倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取市、三朝町では震度5強を記録するなど、鳥取県中部地域を中心に大変強い揺れに見舞われた。

この地震は熊本地震の本震を超える1,494ガルを記録する非常に激しいものであり、住家の全壊半壊こそ少ないものの、壁のひび割れ、瓦の崩落などの一部破損は14,000棟を超え、甚大な被害となっている。

住宅以外でも、県内最大の梨生産地域におけるJA選果場施設や大山乳業農業協同組合の各種乳業施設、県中部地域の民間企業の施設・設備が破損する等の被害が発生し、今後の農業生産体制や地域経済・雇用への大きな影響が懸念される。加えて個人農家が所有する農業用施設・機械等にも被害が発生しており、地元から復旧支援を求める声が上がっている。

また、地震被害を受けた県中部地域のホテル・旅館・飲食施設などにおいて宿泊等のキャンセルが相次ぎ、さらに新規の予約が入りにくいなどの風評被害の拡大により観光産業に大きな打撃を与えており、加えて被害の少ない東部、西部地域においても同様の風評被害が発生している。

県では、住宅被害対策として全半壊した住宅の再建に上限300万円を支援する県の制度について、一部損壊の住宅にも上限30万円を支援するよう対象を広げ、さらに基準を満たさない一部破損に対して上限5万円の支援金を支給することを決めるなど被災者への手厚い支援や公共・公用施設の復旧等を行ってきたところであるが、今後も観光産業等への風評被害対策や農業被害への支援、被災企業の事業継続に向けた支援など、引き続き総力を挙げて復旧・復興対策に取り組む必要がある。

よって、国においては、本県の一日も早い復興につながるよう、次の事項について強く要請する。

- 1 県及び県内市町村における地震被害に係る緊急対応及び復旧・復興対策経費について、特別交付税等による財政措置を講ずること。
- 2 観光客回復に向けた対策として、国において、鳥取を周遊する旅行商品造成支援をはじめとした鳥取応援プログラムを実施していただくこととなつたが、引き続き観光需要の掘り起こしを支援すること。
- 3 地域産業の早期復旧と被災企業の事業継続を支え、地域経済復興につながるよう、本県の取組と協調した特別の金融対策や施設・設備の復旧に対する助成など総合的な支援策を講ずること。
- 4 JA選果場施設や大山乳業農業協同組合の各種乳業施設の早期復旧に向け、JAや県・市町村等の財政負担を大幅に軽減するための支援を早急に行うこと。また、梨、畜産、野菜などの個人農家が所有する農業用施設・機械の復旧等に対し、「被災農業者向け経営体育成支援事業」を適用するなど、国事業による支援を行うこと。
- 5 被災した公共土木施設（道路、河川、上下水道）や農地・農林業用施設（ため池、林道）、学校施設（公立学校、給食センター）等について、県民の生活再建に直結する施設であることから、早期復旧に係る財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆參內財總農國觀
議議閣務務林土光
院院總理產通水交
長長臣臣臣臣臣官
議議大 大 大 大 大
樣